

4 支援団体の取り組み

財団法人 北海道ハンセン病協会の活動について

- 1 団体名 財団法人 北海道ハンセン病協会
(昭和63年7月29日「財団法人 北海道救らい協会」から名称変更)
- 2 設立年月日 昭和25年6月2日
- 3 代表者 会長 立野 太刀雄
- [歴代会長]
- | | | |
|-----------|---------------|-----------------|
| 初代 井上 善十郎 | (昭和25年～昭和37年) | 当時北大医学部教授（衛生学） |
| 二代 安倍 三史 | (昭和37年～昭和47年) | 当時北大医学部長（公衆衛生学） |
| 三代 三浦 祐晶 | (昭和47年～平成14年) | 当時北大附属病院長（皮膚科） |
| 四代 立野 太刀雄 | (平成14年～平成23年) | 当時北海道結核予防会会长 |
- 4 会員数 役員 理事10名以内 監事1名
(現在 会長1名 副会長兼常任理事1名 理事4名 監事1名)
- 5 連絡先 ☎ 064-0805
札幌市中央区南4条西10丁目 北海道難病センター内
- 6 基本財産 350,000円 (設立時)

7 設立概要

(1) 設立経緯

昭和25年6月2日、北海道交付金15万円と寄付金20万円の計35万円を基金に「北海道救らい協会」を設立した。

事務局は北海道衛生部保健予防課が担当し、道内の各保健所単位で慰問品、慰問金などの募金活動を開始した。

(2) 寄付行為

[目的]

道民のハンセン病に対する正しい知識の普及を図り、ハンセン病療養所入所者に対する支援並びに社会復帰のため一般道民の理解を得ることを目的とする。

[事業内容]

- ① ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発
- ② 道内出身のハンセン病療養所入所者に対する慰安及び援護
- ③ 道内出身のハンセン病療養所入所者のうち、道内に居住する家族の援護
- ④ その他本会の目的を達成するための事業

※②③については、道内出身のハンセン病療養所入所者及び家族との交流に変更

(3) 事務局

- ・昭和25～平成14年 北海道庁保健予防課のハンセン病事務担当者が事務局書記を兼務
- ・平成14～15年 結核予防会北海道支部が事務局を担当
- ・平成16～23年 協会の常務理事が事務局を担当

8 これまでの主な活動内容

(1) 募金活動（昭和25年～）

道内の各保健所単位で地元の企業や医療機関、各種団体や篤志家など各方面に働きかけて、見舞金や道民会の活動費等のための募金活動を開始。

(2) 見舞金品の贈呈（昭和25年～平成13年）

療養所に入所されている道内関係者の方々に見舞金及び見舞品を贈呈。

※ 平成14年以降は、北海道共同募金会が実施する歳末見舞金の配分事務を担当、また、見舞品は北海道事業「歳末ふるさと便」として継続

(3) 吊慰金の支給（昭和25年～）

療養所に入所されている道内関係者の逝去に伴う吊慰金の支給。

(4) 道民会自主活動費（レクリエーション費）への贈呈（昭和25年～）

各療養所の北海道関係入所者で組織される道民会の活動費を贈呈。

(5) 郷土新聞の送付（～平成13年）

北海道出身者の在所する道外の各療養所に地元発行の郷土新聞を郵送。

※ 平成14年以降は北海道事業として継続

(6) 療養所慰問事業（昭和25年～）

北海道出身者の在所する各療養所に慰問し、近況報告や交流等を実施。

※北海道事業（「相互交流訪問事業」）と共同で実施

(7) 里帰り事業（昭和41年～昭和60年）

道外の療養所に在所する北海道出身者等を対象に里帰り事業を実施。

※ 平成14年以降、北海道事業（「相互交流訪問事業」）として復活

(8) 北海道の写真集、ビデオテープ、録音テープの送付。（～平成13年）

北海道出身者の在所する道外の各療養所に北海道関係の情報を提供。

(9) 会誌「すずらん」の発行（全33号：昭和40年～平成7年）

北海道との交流や各療養所間の情報交換、広報活動として活用。

(10) 正しい知識の普及啓発等広報活動（昭和25年～）

啓発用冊子の作成配布、講演会の実施等。

9 協会の解散について

昭和28年（1953）から施行された「らい予防法」の廃止から10数年、熊本地裁判決から約10年が経過し、道内にも民間の市民団体が設立されるなど、これまで協会が行ってきた「ハンセン病に対する正しい知識」の普及啓発などの活動の担い手については、その裾野が広がってきていたほか、本会が行ってきた援護事業等は北海道が実施しており、その目的は達成されたものとし、平成23年5月に解散した。

ハンセン病問題を考える会の活動について

- 1 団体名 ハンセン病問題を考える会
2 設置年月日 平成14年(2002)1月27日
3 代表者氏名 安藤 路恵
4 会員数 125名
5 連絡先 〒071-8131
旭川市末広1条14丁目4-11由井方
電話 090-8372-3286
メール hansen-asahikawa@mbj.nifty.com

6 設置趣旨

本会は以下の「目的」達成のため必要な活動を行います。

①ハンセン病を中心に薬害エイズ、薬害ヤコブなど厚生行政をめぐる諸問題を詳しく学ぶ、②人権尊重・国民の生命を守る厚生行政のあり方を考える、③ハンセン病元患者の人権回復・社会復帰を支援する。

7 これまでの活動内容

本会は旭川市民、道北管内の道民を視野にハンセン病問題の問題提起、情報提供及び場の提供を行っています。

年1~2回、市民向けのイベント（講演会や展示会など）を開催し、広く「正しい知識の普及啓発」を行いながら、ハンセン病問題の理解促進をめざしています。

○主な活動

- (1) 平成13年(2001)
・ 9月準備会とハンセン病問題について第1回勉強会開催。
・ 東北新生園入所者の講演会開催。
- (2) 平成14年(2002)
・ 「太陽は輝いた」ハンカチ作成・普及開始。
・ ハンセン病問題を考える会発足。(18名)
・ 星塚敬愛園・元患者の講演会開催。(130名)
・ 星塚敬愛園訪問。
- (3) 平成15年(2003)
・ ハンセン病パネル展・元患者の講演会。(130名)
- (4) 平成16年(2004)
・ 北海道新聞社会福祉振興基金助成受ける。

- ・ 松丘保養園訪問
 - ・ 映画「風の舞」上映会開催。(1, 300名)
 - ・ 高波淳ハンセン病写真展開催。(130名)
- (5) 平成17年(2005)
- ・ 映画「熊笹の遺言」上映会開催。(200名)
 - ・ 栗生楽泉園訪問。
 - ・ 帯広北高校での元患者の講演会を支援。(400名)
 - ・ ソロクト更生園・台湾樂生院訴訟支援。
 - ・ 多磨全生園訪問。
- (6) 平成18年(2006)
- ・ 「胎児標本問題を考える市民学習会」開催。(20名)
 - ・ 松丘保養園訪問。
 - ・ 全療協・神事務局長(当時)講演会開催。(70名)
 - ・ 駿河療養所訪問。
 - ・ 「出発する」手ぬぐい作成・普及開始。
 - ・ 栗生楽泉園・元患者講演会開催。(130名)
- (7) 平成19年(2007)
- ・ 栗生楽泉園訪問。
 - ・ 邑久光明園・牧野正直園長(当時)講演会開催。(50名)
 - ・ 沖縄愛樂園訪問。
 - ・ 道民会「里帰り」懇親会に参加。
 - ・ 旭川・名寄で映画「新あつい壁」上映会開催。(約800名)
- (8) 平成20年(2008)
- ・ 「ハンセン病療養所の将来問題を考える北海道集会」の実行委員会に参加。
 - ・ 多磨全生園、栗生楽泉園訪問。
- (9) 平成21年(2009)
- ・ 星塚敬愛園訪問。
 - ・ 森元美代治さん講演会開催。
 - ・ 道民会「里帰り」懇親会参加・随行。
 - ・ 松丘保養園訪問、多磨全生園訪問。
 - ・ 旭川・名寄でハンセン病パネル展開催。
 - ・ 「語り継ぐ北海道のハンセン病問題」札幌・旭川の実行委員会に参加。
- (10) 平成22年(2010)
- ・ 長島愛生園・邑久光明園訪問。
 - ・ 旭川医科大学「医学祭」でハンセン病パネル展開催。
 - ・ 元松丘保養園長・荒川巖さん蔵書整理。(継続中)

8 今後の活動について

荒川巖さんの蔵書整理を重視し、貴重な資料の散逸を防ぎ、後世に残すべく荒川氏と保管場所の検討などを進めます。

引き続き年1～2回のイベントを具体化し、ハンセン病療養所訪問を行い、元患者との交流を深めていきます。

ハンセン病市民学会と連携し、ハンセン病問題の最終解決及び若い世代への教訓引き継ぎをめざします。

ボランティア・北海道はまなすの里の活動について

1 団体名 ボランティア・北海道はまなすの里

2 設立年月日 平成14年(2002)年6月8日

3 代表者 平中忠信

4 会員数 55名、賛助会員32名、支援団体13団体、
(平成23年(2011)1月現在)

5 連絡先 〒064-0805

札幌市中央区南4条西10丁目 北海道難病センター内
電話・ファックス(011)862-4155(平中宅)

6 設立経過

(1) 昭和56年(1981)当時、北海道共同募金会を代表して協会理事に参画した代表は、道内において国立ハンセン病療養所入所者などとの交流については、患者の家族を除いては、主に北海道衛生部と財団法人北海道ハンセン病協会しか行っていなかったこと、また、当時の協会の療養所訪問については、患者が希望する宿泊等は行わない儀礼的なものであったことから、個人の立場で宿泊をしながら交流を深めていた。その後、平成13年(2001)、熊本地裁において、国が長年行ってきたハンセン病患者に対する隔離政策等を違憲とした原告勝訴の判決などがあったが、その後も道内出身の元患者は社会復帰を考える事なく社会の様子を伺う姿勢が強かった。

儀礼的な訪問よりも患者の心によりそった、古里の友人として元患者を激励するボランティアが必要であると考え、知られざる日本の隔離政策を実際に学び、友人としての手をさしのべていきたいと意を強くし、これまでの交流などを反省した。

(2) 平成13年8月には、札幌市内で有志によるハンセン病問題の学習会を開催したほか、11月には、ハンセン病元患者を支援するための講演会を札幌市と石狩市で開催し、聴取者にアンケートを実施してボランティア活動に参画の意志等を尋ねた。

また、同時期にこれまでの交流体験が「ハンセン病患者を支えて」として、10回連載で新聞に掲載された。

(3) 平成14年(2002)4月には、前年の講演聴取者に呼びかけてハンセン病元患者へのボランティア活動を続ける設立懇話会を賛同者約40名と開催した。

(4) 平成14年4月25~26日に1泊2日で、9人のボランティア有志で青森の松丘保養園を訪問し、道民会員(会員32名)有志とも懇談したほか、園長、副園長と意見交換を行い、活動の第一歩を踏み出した。

5月には、東京都東村山市にある多磨全生園の道民会員(5名)とハンセン病資料館を訪問して、新しいボランティア活動の発足について懇談した上で、設立世話人会を開催し、会の名称や趣意書、会則の骨子等決める。

名称は、「ボランティア・北海道はまなすの里」ときめる。(はまなすの花は、北海道の代表的花。里は古里を失った元患者さん方の里になることの意志を現わした。)この年の道民会員は、全国で54名、6施設(松丘32、東北8、栗生6、多磨5、駿河2、長島1)

- (5) 平成14年6月8日、「札幌市生涯学習センター“ちえりあ”」において、北海道はまなすの里設立記念のつどいを開催し、約60名出席した。

第2部では、松丘保養園道民会長桂田博祥氏の「遅すぎたらい予防法の廃止」を聞く。

7 設立趣意書

(1) 趣旨

この会は、道外の療養所などに入所しているハンセン病回復者(現在道出身者54人)及びその家族へ友人として、後輩として、心のこもったボランティア活動を行うことを目的とし、会の名称を「ボランティア・北海道はまなすの里」と称する。

(2) 活動の骨子

- ① ハンセン病について、その長い隔離生活患者と家族への差別を学び、多くの人々に知らせ、偏見を除去する活動に取組む。
- ② 回復者の現状や希望などを把握し、その心の痛みを分かち合い、相互に人間性を尊重しあい共に生きていくための支援に努める。
- ③ できるだけ回復者を訪問し、また来道を歓迎し、相互交流をはかる。
- ④ 回復者や家族と会員との相互の連携によるニュースを発行する。
- ⑤ ハンセン病についての正しい理解を広めるため、行政や他団体と協力し合い支援を促進する。
- ⑥ 会の運営は会費、寄付金等によって行う。
- ⑦ 会の運営のため、若干の世話人を置く。

8 これまでの主な活動内容

(1) 平成14年(2002)

- ・ はまなすの里設立記念のつどいの開催。
- ・ 札幌市で開催(別掲)桂田博祥松丘道民会長と妹夫妻の初めての団む会を開催。
- ・ 道主催の里帰り事業の支援。(以後も継続)
- ・ 松丘保養園復帰者Y氏の住宅や訪問ボランティアの確保を含めた社会復帰支援。
- ・ 療養所訪問。(多磨全生園、栗生楽生園)
- ・ その他講演活動
(カトリック正義と平和委員会、小樽福祉懇話会主催のハンセン病問題講演会)
- ・ 会報「はまなすの里」発行。(年2回:以後も継続)

(2) 平成15年(2003)

- ・ 社会復帰したハンセン病元患者の鼻の手術のための通院支援
- ・ 道民会員への弔電、弔慰金を送る。(以後も継続)
- ・ 療養所訪問(東北新生園、駿河療養所、神山復生病院)

- ・ 講演会の開催（札幌、小樽）
 - ・ 映画「風の舞」（香川県の大島青松園舞台）の上映会を札幌エルプラザで1日6回、クリスチャンセンターで3回上映し約2,000余人観賞。
 - ・ 多磨全生園入所者が墓参りで来道した際、歓迎会を札幌で開催。
- (3) 平成16年（2004）
- ・ 社会復帰したハンセン病元患者Y氏の特別養護老人ホームへの入所支援。
 - ・ 「はまなすの里」の会報の題字を松丘保養園の道民会員高橋正巳氏が揮毫される。
 - ・ 道民会員に絵手紙を送るために渡邊沙智子先生による絵手紙講習会を開催。
 - ・ 道民会員一人一人に絵手紙を毎月送付（以後も継続）
 - ・ 道主催のハンセン病問題講演会、パネル展に協力。
 - ・ 第1回青少年研修事業を多磨全生園とハンセン病資料館で行う。（以後も継続）
 - ・ 会員ニュース第1号発行。（不定期）
 - ・ 映画「熊笹の遺言—栗生楽泉園舞台」の関係者試写会を難病センターで開催。
 - ・ 療養所訪問（長島愛生園、大島青松園、松丘保養園、駿河療養所、栗生楽泉園）
 - ・ その他の講演活動。（北星学園大学社会福祉学部、自由学校「遊」）
- (4) 平成17年（2005）
- ・ 韓国のソロクト島のハンセン病療養所を訪問。
 - ・ 自由学校「遊」で講演。
 - ・ 第78回日本ハンセン病学会・学術大会で、元患者の社会復帰支援の取り組みを報告。
 - ・ 韓国ソロクト更生園と台湾楽泉院の補償請求裁判の判決に向っての全国的集会に3名出席。
 - ・ 韓国、台湾ハンセン病訴訟の早期解決を求める北海道共同声明を友誼団体と集会開催し発表。
 - ・ 社会復帰を支援していた元患者が82歳で逝去。
 - ・ 療養所訪問。（松丘保養園、栗生楽泉園）
- (5) 平成18年（2006）
- ・ 療養所「胎児標本」問題を考える市民集会を札幌市リンクエージプラザで開催。
 - ・ 日本聖公会北海道教区宣教部会でハンセン病についての研修会開催
 - ・ 道と共に、全療協事務局長神美知宏氏による講演と「ハンセン病今を生きる。」の映画会開催。
 - ・ 療養所訪問（東北新生園、長島愛生園、多磨全生園）
 - ・ 北海道民医連主催研究集会で講演を会員6名参加。
 - ・ 知事室で懇談会を開催。
- (6) 平成19年（2007）
- ・ 映画「新・あつい壁」上映会実行委員会を各団体で結成し、共済ホールで4回上映し1,151名入場。
- (7) 平成20年（2008）
- ・ 厚生労働省主催の「ハンセン病問題シンポジウム」にパネリストで参加。
 - ・ ハンセン病問題基本法制定署名運動を開始。各団体と提携して「基本法制定促進

「北海道集会」をクリスチヤンセンターで開催。

- ・ 札幌 J A I C でアフリカ地域保健担当官保健行政研修会で講義。(以後も継続)
 - ・ 療養所訪問(栗生楽泉園、多磨全生園、長島愛生園)
 - ・ 学校訪問、4校。
- (8) 平成21年(2009)
- ・ その他講演活動(吉田学園医療歯科専門学校、北海道医療大学福祉学科)
 - ・ 札幌弁護士会2008年度第5回「人権賞」を本会が受賞。
 - ・ 療養所訪問(松丘保養園、駿河療養所、東北新生園)
 - ・ NHKラジオ放送で会の活動が放送。
 - ・ 元患者さん逝去、親族の希望により道南の寺院と調整の上納骨。
 - ・ 療養所訪問(長島愛生園、多磨全生園、栗生楽泉園、駿河療養所)
 - ・ 道検証会議による資料収集調査協力。
- (道南、後志、室蘭方面、札幌市、北大医学部図書館、北海道図書館等)

9 今後の課題(方向)について

- (1) 古里の家族や友人を奪われた回復者の方々と、毎月絵手紙や毎年の訪問交流を続けてきたことによる、相互に実ってきた信頼と友情は新しい心の宝物である。
私達も心身を新たにしてこのきずなを強めていこう。
- (2) 回復者の方々と古里との交流をはばむ古い壁を、しんぼう強く取り除くように協力し、療養所の納骨堂のお骨が古里に帰れるように努力したい。
- (3) 青少年(中学生以上)の研修事業を続け、さらに学校の教師も参加できるように関係機関団体との連携をとって進めたい。また大学生のリーダー養成によって参加協力の輪も広めたい。
- (4) 若い層の会員確保に努めたい。
- (5) 関係団体との連絡提携を大切にして私達の人権意識や行動力を培うように努めよう。

社会復帰した元患者Yさんを支援して

ボランティア・北海道はまなすの里

1 Yさんの社会歴・病歴

大正14年（1925）2月、小樽市の漁家の家に生まれ、はじめ地元で漁業、後に酪農業に従事する。

昭和19年（1944）、旭川の第7師団騎兵隊に入隊し、輜重兵第77連隊に配属され、道内では苫小牧市及び胆振管内早来町、その後、鹿児島に赴任し終戦を迎えるが、その頃に右足の手術を野戦病院で行う。

復員後は建設業に従事し、静岡や川崎で雇われた後、大阪で起業するが、昭和28年（1953）頃から右下肢が痛み、昭和42年（1967）大阪の病院で脱疽により左足第2指を失い、両手両足に知覚麻痺が広がる。

昭和53年（1978）に大阪市立大学病院皮膚科でハンセン病の診断を受け、翌年4月、岡山県の邑久光明園に入所した。（54歳）

邑久光明園では、園長から6年位で社会復帰ができると言われ、本名を名乗り、また小樽市での社会復帰を望み、故郷に近い松丘保養園に平成3年（1991）転園するが、視力の低下に苦しみ、眼科の手術を受けるものの、不幸にして失明する。

その後、ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会東日本訴訟原告団に参加し、平成13年（2001）裁判に勝訴して、国は原告団に謝罪し、名誉回復を勝ち取る。

平成14年（2002）4月、国は退所者への給与金制度を施行したので、視力を失った老後の生活は、生まれ故郷で生活したいと社会復帰を計画し、小樽に住む姉一族を頼って、一度帰郷して支援を約束しあった。

姉の長男夫婦が協力することになり、平成14年10月23日、小樽市に社会復帰、当時77歳であった。

2 小樽市民になっての生活

(1) 小樽市に社会復帰することについては、あらかじめ療養所から、北海道にも通知があり、付き添いの甥も北海道及び小樽市の担当課には、報告していた。

はまなすの里は、社会復帰の連絡を受けていたので、3人が千歳空港に出迎えた。

翌日、小樽市の甥の家を訪ね、住宅を聞いてみるとまだ決まっていなかったので、北海道及び小樽市の担当課への折衝を試みたが、視力障がい者の住みやすい公営住宅に空室はなかった。

Yさんは、小樽市に帰ったら、甥夫婦に漁商の店を出させて、共同経営を考えており、そのため市内中心部にマンションを探し、店も中心部の市場内に開設した。

10月31日には、マンションに甥夫婦と3人が移り、漁商も主力商品を「かに」にして開店した。

(2) 日々の生活については、一緒に暮らす甥夫婦の商売が、朝早くはじまり夜遅くまであることから、小樽市の介護保険課に3食の食事と通院の介護などの手配を依頼し、確保しており、また元患者さんも入浴や簡単な洗濯などについては、自らの力で行うよう努力したが、一日の大半を占める残りの時間の過ごし方をどうするかについては、この社会復帰の取り組みの中で、私たちが直面した最初の課題となった。

そこで、はまなすの里では、新聞や町内会を通じて話し相手となるボランティアを募集した。

原則として週1～2回、1～2時間程度で、訪問できる方を募集したところ、10人くらいメンバーが集まり、固定化してきた2ヶ月後には、小樽はまなすの里を結成していただいた。

小樽市生まれのYさんとメンバーとは、話が通じ、時には街に出て寿司やお茶を楽しみながら、散歩することもあった。

また、小樽視力障害者福祉センターから貸出用の小説等の録音テープを借りて、1人の時は、それを聞いて楽しんだ。

さらに、松丘保養園時代には果たせなかつた鼻の手術を札幌の総合病院で受けた際には、メンバーの協力で、車の送迎などの通院支援を行った。

(3) Yさんは、社会活動も行っており、帰った年の11月30日には、小樽市の福祉団体の主催で「人権を奪ったハンセン病」をテーマに、はまなすの里代表と講演し、会場に詰めかけた150人の市民から熱い声援が寄せられた。

明けて平成15年(2003)には、3月に札幌聴力障害者懇談会主催のハンセン病問題講演会に栗生楽泉園の入所者で原告団協議会関係者と講演したほか、8月には同園の入所者で、詩人の方が小樽の富岡教会で平和講演会に見えた時、出席し報告した。

3 特別養護老人ホームに入居して

甥夫婦とは、すれ違い生活だったので、平成15年(2003)春、千葉に住んでいた妹が帰ってきて一緒に住んで生活の面倒を見ることになったが、いざ生活をはじめてみると、いろいろ問題があったようで、経済的にも苦しくこの生活を続けていくことは難しいと判断して、はまなすの里に相談してきた。

その時、共同経営の商売は順調であったが、社会復帰とともに計画した姉は入退院を繰り返しており、この妹からの独立の問題は、私たちが直面する第2の課題となり、本人の意向を重視しながら、慎重に取組みを進めた。

平成16年(2004)2月、小樽市内の社会福祉法人に相談し、新築した全室個室でトイレ付きの老人ホームに入居申請を行い、3月入居した。

主なサービス内容は、7時、12時、18時の食堂での3食と1日おきの入浴介護のほか、週1回の内科、外科医の回診があり、看護師は常駐していた。

1部屋は8畳間ぐらいで、ベッドが常設されており、部屋の前には標札もつけた。

4 日本ハンセン病学会での報告

第78回ハンセン病学会は、平成17年(2005)5月18~20日、青森市内で行われ、その際「小樽に社会復帰したYさんを支援して」のテーマで、小樽市に社会復帰した視力障がい者のYさんを身内の一員のように暖かく手をさしのべた支援活動を報告した。

元患者の周囲に甘えるようなこともなく、身のまわりのことは自分で行おうとする自力性に富んだ人柄も報告し、多数の賞賛の言葉をいただいた。

5 3年の新生活終わる

快適な老人ホームにも、はまなすの里を中心としたボランティアのメンバーは訪ねていたが、平成17年(2005)5月の健康診断で胃潰瘍、10月には腸内にがんが発見された。

11月に市立病院に入院するも、既に手術もできない状況であり、療養の甲斐もなく12月2日の朝方に80年の人生に幕を降ろした。

12月3日には、生まれ故郷の小樽市内の葬儀場で告別式が行われ、親族とともに最後の別れを悲しんだ。

妹からは、「幼い頃から離れて暮らしていたため、ぎくしゃくしていたが、ようやく兄妹らしくなってきてから別れなければならないのは悲しみでいっぱいです。兄は大変な人生だったと同情しますが、小樽に帰ってきてからは、ボランティアさんや市民からも暖かく接していくことができて幸せだったと思います。」と語った。

小樽に社会復帰して約3年余りであったが、人生の後半をハンセン病療養所で過ごした後の最終年に、古里の地で漁商の経営を実現できた新生活は夢ではなく、ささやかでも実現できたことは素晴らしいことであったと思う。

その人生に少しでもお役に立てたことは、支援した私たちにとっても大きな喜びであった。

ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会の活動について

1 団体名 ハンセン病回復者と北海道をむすぶ会（略称「むすぶ会」）

2 設置年月日 平成14年（2002）6月22日

3 代表者氏名 井上昌和

4 会員数 約50名

5 連絡先 〒003-0806 札幌市白石区菊水6条3丁目3-5-201井上方
TEL・FAX 011-813-1880（井上方）

6 設置趣旨

むすぶ会代表は、薬害エイズ訴訟の元原告であり、「薬害エイズ問題について多くの市民に知ってほしい、そしてともに考えてほしい。」との願いのもと平成8年（1996）年に「薬害エイズを考える会」を設立し、活動を行ってきた。

その中で、ハンセン病問題に出会い、「らい予防法」が「患者の人権を無視した法律であることを知り、平成10年（1998）からハンセン病療養所訪問を開始し、回復者の方々との交流を続けてきた。

当時の療養所訪問、回復者の方々からの聞き取りについては、薬害エイズを考える会の会報である「大きな輪をつくれ！」で紹介してきた。

平成11年（1999）からは、国賠訴訟の支援として、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟に連帯する東北・北海道の会（通称：たんぽぽの会）」にも参加し、活動を行ってきたが、たんぽぽの会が訴訟の終結後、当時の代表の意向もあり、活動を縮小し、発展的に解消することになったため、ハンセン病問題に関わる市民グループとして、有志の協力を得て、むすぶ会を設立するに至った。

平成14年（2002）年6月22日の設立総会で確認されたむすぶ会の規約には、「目的」として以下の内容が定められている。

「2001年5月11日に歴史的な原告勝訴となったハンセン病国賠訴訟の判決内容を踏まえ、「らい予防法」のもと「無らい県運動」が各地でどのような形で進められてきたのか、国の誤った政策によってどのように差別・偏見が作りだされてきたのか、回復者の方々が歩んできた道のりなどについて知り、この国賠訴訟によって何が問われ、私たち市民はそこから何を学び、何をしなければならないかを考え、自分達にできることから行動していくことをこの会の目的とする。」また、活動の目的・内容として 以下の項目が取り決められた。

① 2001年5月11日にハンセン病回復者の方々が歴史的な勝訴判決を勝ち取ったハンセン病国賠訴訟の判決内容を踏まえ、わが国におけるハンセン病の歴史や回復者の方々が歩んできた道のりについて知り、この国賠訴訟によって何が問われ、私たちはそこから何を学び、何をしなければならないかを考えていく。

② ハンセン病にかかる研究や文献、ハンセン病回復者の方々の証言などを通して、

「らい予防法」のもと「無らい県運動」が各地でどのような形で進められてきたのかを知り、国の誤った政策によって、どのように差別・偏見が作りだされてきたのかを学習していく。

- ③ 全国のハンセン病療養所等を訪問し、回復者の方々との交流を図っていく。
- ④ 北海道出身の回復者の方々をはじめ、全国の回復者の方々を北海道に迎える機会を設け、私達道民と回復者の方々との交流を図り、啓蒙・啓発の機会としていく。
- ⑤ 学習会・集会などを開催し、啓蒙・啓発の機会としていく。
- ⑥ ハンセン病回復者の方々の体験を聞き書きし、わが国のハンセン病の歴史を記録として残す取り組みを行っていく。
- ⑦ 「会報」を発行し、会の活動状況を会員に伝えていく。
- ⑧ ハンセン病問題に関する活動を行っている各団体と連携を取り、共通する課題について協力して取り組んでいく。

7 これまでの活動内容

上記の目的・内容を基本に具体的には以下の活動が進められてきた。

- (1) 事務局のメンバーを中心に、年数回、療養所を訪問してきた。これまでに、国立は北海道出身者の方が入所されている6か所を始め11ヶ所、私立1ヶ所、海外2ヶ所（韓国ソロクト・台湾楽生院）の療養所を訪問してきた。
- (2) ハンセン病回復者の方々の体験を聞き書きし、ハンセン病の歴史を記録として残す取り組みを行ってきた。また、療養所訪問や聞き書きの内容をもとに、北星学会や藤女子大QOL研究所の論文に投稿してきた。
- (3) 「会報」については、集会等の節目に発行し、その時々の活動状況や聞き書きの内容について報告してきた。
- (4) ハンセン病問題に関する活動を行っている各団体と連携を取り、共通する課題として、ソロクト・楽生院訴訟の支援、胎児標本問題、映画「続・あつい壁」上映運動、ハンセン病基本法の制定を求める取り組み等を行い、啓蒙・啓発の機会としてきた。
- (5) ハンセン病市民学会の総会・交流集会に参加し、会場となる療養所を訪問する中で、ハンセン病問題について学び、また、回復者の方々・支援団体の方々との交流を図ってきた。さらに会の活動紹介として、2年連続でポスター展示を行ってきた。

8 今後の活動について

回復者の方々の高齢化に伴って、ハンセン病問題が風化してしまわないように、ハンセン病の歴史や記録を残す取り組みを継続していきたい。

そのためには地道ではあるが、療養所などを訪問し、回復者の方々との交流や、聞き書きなどの活動を続けて行きたい。

また、市民学会へ参加し自ら学び続けること、会報の発行、論文投稿などにも力を入れていきたい。

札幌弁護士会・人権擁護委員会の活動について

2001年（平成13年）5月、熊本地方裁判所における、国が長年行ってきた隔離政策を憲法違反とした判決は、弁護士・弁護士会に対して、人権擁護を職責としながら、それまでハンセン病問題に対する有効・適切な人権救済活動を展開してこなかったことに痛苦な反省を迫った。

そこで札幌弁護士会は、遅まきながらこの年の10月から、道内出身の回復者の多くが生活されている松丘保養園に出向くことを開始した。それは、当初調査と銘打っていたが、次第に訪問し交流を深めることそれ自体を重視するようになっていった。この訪問活動は今日まで継続し、すでに10回を数える。最近は、司法修習生や法科大学院生なども参加している。

この間、松丘保養園での聞き取り内容をまとめた『考え方ハンセン病問題・道内出身者が語る「奪われた人間の尊厳」』（北海道弁護士会連合会発行）の作成に取り組んだ。また2009年（平成21年）12月には、「市民フォーラム・語り継ぐ北海道のハンセン病問題」を開催するなどの取り組みを続けてきた。

今回の北海道の取り組みについては、札幌弁護士会として、あらたに「北海道のハンセン病問題を検証する会議バックアップチーム」を立ち上げ、元ハンセン病患者からの聞き取りを中心として検証作業に携わってきた。

札幌弁護士会としては、検証報告書完成後も、ハンセン病問題を風化させず、後世へ伝えていく取り組みに積極的に関わっていきたい。